

東京都議会 議員選挙

特集号

広報しんじゅく

日ごろから心がけよう
明るい選挙

平成29年(2017年)

6・15

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎03(5273)3740

東京都議会議員選挙

【告示日】6月23日(金)

東京の未来をつくる大切な選挙です。

あなたの大切な一票を無駄にすることなく、都政にあなたの声を届けましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階) ☎(5273)3740・FAX(5273)5230

投票日

7月2日(日)

午前7時～
午後8時



投票できる方

●新宿区で投票できる方

次の要件を満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、新宿区で投票できます。

- (1)平成11年7月3日までに生まれた日本国民であること
- (2)平成29年3月22日までに、新宿区へ転入の届け出をしていること
- (3)平成29年6月22日まで、引き続き新宿区に住居登録があること

●都内の区市町村から転入してきた方

次の要件をいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できます。

- (1)前住所地が都内であること
- (2)平成11年7月3日までに生まれた日本国民であること
- (3)平成29年3月23日以降に、新宿区へ転入の届け出をしていること
- (4)前住所地に選挙人名簿登録があること

なお前住所地で投票する場合、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「選挙用住民票」(無料)や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票できます。新宿区では「選挙用住民票」(無料)を戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)で発行しています。

●都外の区市町村から転入してきた方

平成29年3月23日以降に、都外から新宿区に転入の届け出をした方は、東京都議会議員選挙の投票はできません。

●都内に転出した方・する方

(1)平成29年3月23日以降に転出し、新住所地へ転入の届け出を出した方
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。(※)

(2)平成29年3月2日～3月22日の間に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(平成29年3月22日までに新住所地へ転入の届け出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年3月23日以降に新住所地へ転入の届け出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。(※)

(3)平成29年3月1日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(平成29年3月22日までに新住所地へ転入の届け出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年3月23日以降に新住所地へ転入の届け出をした方)で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出してから4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。(※)

(※)新宿区で投票する場合、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新住所地で発行する「選挙用住民票」(無料)や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票できます。

●都外に転出した方・する方

平成29年6月23日までに都外へ転出した方は、東京都議会議員選挙の投票はできません。ただし、平成29年6月24日以降に都外へ転出する方は、転出する日までの間、東京都議会議員選挙の期日前投票をすることができます。

●新宿区内で転居した方

6月9日(金)までに区内転居の届け出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。6月10日(土)以降に区内転居の届け出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。

●投票所整理券

6月23日(金)ころから、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

投票の方法

投票用紙に「候補者1人の氏名」を記入してください。
氏名以外は書かないでください。



期日前投票のご利用を

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。期日前投票ができる場所・日時は表1・表2のとおりです。

●表1 期日前投票所の所在地

| 期日前投票所名 | 所在地 |
|---------------|------------|
| 区役所第一分庁舎一階ロビー | 歌舞伎町1-5-1 |
| 四谷特別出張所 | 内藤町87 |
| 笹塚特別出張所 | 笹塚町15 |
| 榎町特別出張所 | 早稲田町85 |
| 若松町特別出張所 | 若松町12-6 |
| 大久保特別出張所 | 大久保2-12-7 |
| 戸塚特別出張所 | 高田馬場2-18-1 |
| 落合第一特別出張所 | 下落合4-6-7 |
| 落合第二特別出張所 | 中落合4-17-13 |
| 柏木特別出張所 | 北新宿2-3-7 |
| 角筈特別出張所 | 西新宿4-33-7 |

●表2 期日前投票のできる期間・場所・時間

| 期間 | 6月24日(土) | 6月25日(日)～7月1日(土) |
|---------|-------------------|------------------------------|
| 投票できる場所 | ・新宿区役所 第一分庁舎のみ | ・新宿区役所第一分庁舎 ・各特別出張所(10か所) |
| 投票時間 | 午前8時30分から午後8時まで | |

○持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。印鑑は不要です。

○投票所整理券がないと投票できませんか？

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備え付けている「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でも投票することができます。ただし、投票日当日(7月2日)は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。裏面の「滞在地・転出先での不在者投票」をご覧ください。

投票所変更のお知らせ

今回の選挙では次の投票区の方は投票所が変更になります。投票所整理券でご確認ください。

◆第7投票区…TKP市ヶ谷カンファレンスセンターから

「東京理科大学10号館」(市谷町3-21)に変更

◆第33投票区…新宿NPO協働推進センターから

「新宿リサイクル活動センター」(高田馬場4-10-2)に変更

◆第44投票区…淀橋第四小学校から

「淀橋第四幼稚園」(同一敷地内)に変更

◆第48投票区…工学院大学新宿校舎から

「エステック情報ビル」(西新宿1-24-1)に変更